

# 告 示

## 埼玉県告示第八百六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年六月十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあつた年月日

平成二十八年五月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人彩の国さいたま総合型地域スポーツクラブ・フォルテ

三 代表者の氏名

渡邊真弓

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市緑丘三丁目三・十一・二

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の乳幼児から中高齢者、障害の有無などに関わらずすべての人々が、スポーツに関わる活動を通して行える福祉活動及びスポーツ文化の振興並びにスポーツの普及・育成、競技力・指導力の向上に関する事業を行い、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。